

人權とは



- ◆一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利
- ◆人が個人として尊重され、安全で安心して安定した生活を送るために欠くことのできないもの

そのため、全ての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現していくために、自分や他者の 生命が守られ、県民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図っていくことが不可欠です。



基本方針改定の趣旨



県では、平成26(2014)年3月に「高知県人権施策基本方針」の第1次改定を行い、推進方針に基づく具体的な人権教育・啓発活動に取り組んできました。

この結果、本県における人権に関する教育・啓発は、学校や地域社会、関係機関・団体等との連携のもとで進められ、 人権課題の解決に向けた取組は一定の成果を得ていますが、児童虐待やいじめ問題、高齢者、障害のある人への虐 待、犯罪被害者等への人権侵害、インターネット上での人権侵害など、いまだに多くの課題が残されています。

また、最近の社会情勢の変化から性的少数者等への配慮や「セクシュアル・ハラスメント」や「パワー・ハラスメント」 等のハラスメントなどの人権課題が顕在化しています。

人権を取り巻く環境が複雑・多様化してきているなか、個別分野における各種の計画との連携を強化するなど、「人権」をキーワードとした全庁的な取組をさらに進めることが求められており、新たな対応策が必要となっています。

このような中、「高知県人権施策基本方針」の第1次改定から5年を経過することから、第2次改定を行うこととしました。

今回の(平成31(2019)年3月)基本方針の改定では、第1次改定以降の人権に関する法律や計画等の内容を盛り込むほか、「性的指向・性自認」を新たに「県民に身近な人権課題」に位置づけることとしました。



基本理念



真に人権が尊重される明るい社会をつくる







全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり



高知県人権施策基本方針
-第2次改定版-(概要版)















位置づけ



この基本方針は、「高知県人権尊重の社会づくり条例」第5条の規定に基づき 策定するものです。



人権施策の点検と見直し



(1)「人権に関する実態」の公表

「高知県人権尊重の社会づくり条例」第2条第2項に基づき、県民の人権意識の高揚を図るため、県内における人権に関する実態について、毎年度、県のホームページ等で公表します。

(2)人権施策の取組の進捗管理

この基本方針に掲げる取組については、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、「高知県人権尊重の社会づくり協議会」に報告するとともに、その結果は、毎年度、県のホームページ等で公表します。

(3)「人権に関する県民意識調査」の実施

5年ごとに「人権に関する県民意識調査」を実施します。次の意識調査は、平成34 (2022)年度を予定しています。

(4)推進期間

この基本方針の推進期間は、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度です。

(5)基本方針の見直し

人権を取り巻く社会情勢等の変化などを踏まえ、5年ごとに必要な見直しを行います。次の見直しは、平成35(2023)年度に行います。





人権教育・人権啓発の推進



人 権 教 育

これまでの取組を踏まえ、様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭、地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ、広く県民の人権尊重の精神を培うために、次の4つの重点課題を定め、人権教育を総合的に推進していきます。

県民が主体となる人権教育

生涯学習の視点に立った人権教育

人権感覚を培う人権教育

共生の心を醸成する人権教育

学校教育

- ●発達段階に即した人権教育の推進
- ●人権教育の研究推進
- ●相談支援体制の充実
- ●教職員に対する研修会等の充実

社会教育

- ●家庭における人権感覚の定着と家庭教育支援体制 の充実
- ●地域社会における人権教育の推進
- ●人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善

人権啓発

全ての県民が、人権尊重の理念についての理解を深め、様々な人権課題に対して、自分自身の課題としてとらえ、その解決に向けて人権尊重の意識が態度や行動として日常生活の中に現れるよう、あらゆる機会や場を通じて、より効果的な啓発活動を推進していくために、次の2つの重点課題を定め、取り組んでいきます。

各種広報媒体を活用した啓発活動

効果的な啓発活動

企業等への啓発

- ●本人の適性や能力に基づく採用の在り方など についての啓発
- ●各種業界団体や経営者等との連携
- ●人権啓発研修への講師の派遣・紹介や研修会の開催などを通じて、職場における人権啓発活動に対する支援を促進

県民への啓発

- ●国、市町村、県民、企業、NPO、マスメディア等と連携、 協力した啓発活動
- ●多様な学習の機会の提供や効果的な手法の採用など による啓発活動
- ●(公財)高知県人権啓発センターとの協働による啓発 活動(市町村等が行う啓発活動への講師の派遣や啓 発資料の提供など)
- ●マスメディアを積極的に活用した効果的な啓発活動



高知県人権施策基本方針 -第2次改定版-(概要版)













~ 特定職業従事者に対する研修 ─ ~

人権に関わりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められる職員に対して、人権尊重の理念の浸透が図られるよう、効果的な研修機関での研修や職場内研修が実施されるための、積極的な支援に努めます。

公務員

人権に関する研修の実施及び内容の充実を図るとともに、各職場における自主的な研修を促進するため、実践力のある指導的な役割を担うリーダー職員を育成します。

◆県や市町村の人権問題職場研修の実施 など

教育職員

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教育職員及び保育所の職員については、経験段階に応じた研修や職責に応じた専門的な研修、各職場における自主的な研修を実施するとともに、自己啓発的研修を促す研修内容や研修方法を充実します。

また、大学や専修学校、各種学校の教育職員に対しても人権教育が実施されるよう、関係機関等への働きかけを行っていきます。

◆人権問題研修会や校内研修会の実施 など

警察職員

警察学校及び各職場において、人権尊重の精神を養うための教育を推進します。

◆警察学校での研修の実施 など

消防職員

消防学校及び各職場において、高齢者及び障害のある人などの人権に配慮し、地域住民の状況 に対応した消防防災活動のための教育を充実します。

◆消防学校での研修の実施 など

福祉関係 職 員

県が主催する福祉関係職員を対象とした研修会における人権教育を充実します。

また、各職場において、人権意識の普及・高揚を図るための人権教育が充実されるよう、関係機関等への働きかけを行っていきます。

◆児童問題関係職員研修会や虐待防止セミナーの実施 など

医療関係 職 員

県が主催する医療関係職員を対象とした研修会や、県立の看護師等養成機関における人権教育を充実します。

また、県内の医療関係機関などでの人権教育が充実されるよう、関係機関等への働きかけを行っていきます。

◆各職場での人権研修会の実施 など

Sana

相談の支援体制の充実



県民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、各相談機関の充実や周知を図るとともに、関係職員や相談員の能力の向上、人材の育成に取り組みます。

